

## 遡及して法定免除に該当する期間における納付済み追納保険料の還付に関する行政相談について（回答）

—行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせんに対する一宮年金事務所の回答—

総務省中部管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政苦情処理委員会（座長：西 讓 一郎 元東海銀行副頭取）の意見を踏まえて、平成31年3月27日、日本年金機構一宮年金事務所に対し、遡及して法定免除に該当する期間における納付済み追納保険料の還付に関する行政相談についてあっせんを行いました。

このたび、一宮年金事務所から、下記の回答がありました。

### （行政相談の要旨）

私の息子には先天的な知的障害があり、幼少時から療育手帳の交付も受けている。

息子は、平成27年1月の20歳到達後、経済的に国民年金保険料の納付が困難であったため納付猶予を続けてきたが、29年7月に督促の通知が送られてきたので、27年1月から29年11月までの期間の保険料を納付した。

平成30年4月頃に息子が障害基礎年金を受給できる可能性があることを知ったので、年金事務所では当該年金の申請をしたところ、20歳まで遡及して障害基礎年金受給が認められた。また、併せて、①障害基礎年金の受給権が20歳到達時点から発生していること、②障害基礎年金の受給権者は国民年金保険料を納付する必要がないことを知った。

このため、平成27年1月から29年11月までの期間の納付した保険料は還付されるものと思い、年金事務所に確認したところ、「追納保険料については、還付することができません。」との返答であった。

遡及して障害基礎年金受給が確定したことにより、本来であれば納付の必要がない期間について納付した保険料であるにもかかわらず、追納であるために還付を受けられないことに納得できない。

### （当局のあっせん内容）

一宮年金事務所は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 今後、追納を行う被保険者に対して、追納保険料の還付の取扱いについて周知を図ること
- ② 日本年金機構本部に対し、免除・納付猶予期間に係る保険料を追納後に当該期間が法定免除に該当することが判明した場合には、改めて被保険者に追納の意思を確認することとし、被保険者が還付を望むときは、追納保険料が還付できる取扱いの検討を上申すること

### （回答要旨）

一宮年金事務所では、あっせん内容を日本年金機構本部に報告しました。

現在、追納保険料の還付の取扱いについて、厚生労働省と日本年金機構において検討中であるため、その検討結果の連絡があり次第、改めて回答します。

### 【本件照会先】

総務省中部管区行政評価局

首席行政相談官室 つのがい 角皆、村辻

電話：052-972-7416